

令和7年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	令和7年11月5日(水) 午後1時30分～3時30分
会 場	長野市ふれあい福祉センター5階 ホール
出 席 者	委員14人(欠席1人) 事務局8人 地域包括支援センター代表3人(コンフォートにしつるが、ニチイケア高田、長野松代総合病院)
次 第	1 開 会 2 あいさつ 小山会長、小林保健福祉部長 3 会議事項 (1)生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置について 資料1 (2)介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所について 資料2 (3)委託地域包括支援センター活動報告について 資料3 ア 地域包括支援センター コンフォートにしつるが イ 地域包括支援センター ニチイケア高田 ウ 地域包括支援センター 長野松代総合病院 4 その他 (1)原案作成委託料支払事務について 資料 4 5 閉 会
質 疑 応 答 要 旨	
委員	3 会議事項 (1)生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置について 資料1 生活支援コーディネーターの資格要件について規定しない方針だと説明があったが、この業務にあたるには最低限必要な知識や経験が必要である。それぞれの委託法人で生活支援コーディネーターを採用するならば、一定の知識を持ち業務にあたれるように事前の研修等を開催する等の検討しているのか。
事務局	資格要件を設けませんが、国が示しているとおり生活支援コーディネーターに向けた研修の開催や連携に取り組む。第一層生活支援コーディネーター(市職員)と協働し地域づくりを進めていく予定である。また、一部の法人から事前研修の依頼があるので、いただいた意見を参考に検討する。
委員	生活支援コーディネーターの配置に伴う新たな業務があるのならば、業務負担が増えるのではないかと。
事務局	生活支援コーディネーターの再配置による新規の業務は現時点で検討していない。長野市の場合は、現時点で各地区にいる地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターを兼務いただき地域資源の発掘や活用、地域のネットワーク構築をしてきた。すでに包括とも連携はしているものである。今後、地域のネットワーク作りに、より力を入れるために福祉等の知識もある地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置することで多職種連携等の充実を目指している。

委員	地域福祉ワーカーと地域包括支援センターの連携について、現在と今後の役割はどう変化するのか。スムーズな連携に向けた体制作りはあるのか。 また、資料に記載のある協議体の設置について主体は長野市なのか、生活支援コーディネーターか。5年10年という期間をかけ、課題を解決していくものだと思うので地域とかかわりながら進めていただきたい。
事務局	現在、生活支援コーディネーターの再配置を検討している計画の中で、住民自治協議会と福祉ワーカーと生活支援コーディネーターを所管している課でより連携をして地域づくりを進められるよう基盤を整えるために調整している。 協議体について、各地区の既存のものを引き継ぐか、新たに立ち上げるか、どのような形態をとるのかは地区の状況に応じて決定していく。いずれの場合も第一層生活支援コーディネーター(市職員)と協働で動いていく。
委員	業務負担が増える議題が多いため現場も苦労しているかと思うので、委託料増額に取り組んでほしい。
委員	生活支援コーディネーターの再配置先が、なぜ地域包括支援センターになったのか説明してほしい。
事務局	市が独自で配置していた地域福祉ワーカーが10年かけて地域づくりを進めてきた。今後も地域福祉ワーカーは、地域の専門家として業務を続けてほしいが、社会資源や各種制度について詳細まで熟知をしているわけではない。福祉に関する知識のある地域包括支援センターの観点から地域づくりを目指し、協同することでさらなる地域づくりの充実を目指す。また、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置している場合に国からの交付金が増額となるため、国としても地域包括支援センターへの配置が効果的と判断していると推察できる。
会長	採用については、資格要件に加え常勤・非常勤といった雇用条件も課題である。さまざまな事情があるが地域で活動をしたい人がいると思う。また、地域づくりは時間がかかるものなので、長く関われる人材が求められる。今後、生活支援コーディネーターが地域包括支援センターに配置された場合に住民自治協議会に受け入れてもらえる体制を、と地域包括支援センターからの意見が資料に記載されているので配慮してほしい。
委員	居住地区の地域福祉ワーカーが熱心に地域づくりに取り組んでいる。他地区はどんな状況か。
事務局	市で生活圏域を32に分けており、現在、29地区に地域福祉ワーカーが配置されている。地域福祉ワーカーが不在の地区には地域全員が福祉ワーカーの役割を果たそうと取り組ん

	でいる地区もある。各地区の会議に出席しているが、それぞれの地区で熱心に地域づくり取り組んでもらっている。
委員	(2)介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所について 資料2 承認
委員	(3)委託地域包括支援センター活動報告について 資料3 介護保険サービスを利用する対象でない、自立している人からサービス利用希望の問い合わせが多いという意見があった。理学療法士会では、地域に赴き健康教室を開催しているので、活動先としてそれらの人に提案をしてほしい。元気な方の健康維持や交流の場になる。また、生活支援コーディネーターと住民自治協議会との連携がうまくいくよう取り組んでほしい。
会長	移動手段の問題について、今後の対応策がないとのことだった。検討する中で、解決法があったらぜひ教えてほしい。 高齢者が活用できるか課題ではあるが、今後はAIが普及していくであろうと予想される。ホームページへの情報掲載や、AIで対応できるものは取り入れる等の活用を検討してほしい。人材が疲弊しないことを組織含め大切にしてほしい。
委員	4 その他 (1)原案作成委託料支払事務について 資料4 (2)出席委員(長野県理学療法士会所属)からの提案 先日、県開催の研修会に参加した際に、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスC(短期集中予防サービス)を利用し3～6か月程度リハビリ専門職の指導を受ける人について、在宅生活に戻った後のフォロー体制がないという意見が出た。 セルフケアや地域で通う場を提供するという話だった。ありがたい。そういったサービスがないからケアプラン作成に安易につながらずケアマネジャーの負担軽減にもつながると考えている。 (地域で健康体操教室を開催していると伝えたが、活用してほしい。包括の負担軽減にもつながると考えている。地区でも開催しているが健康な方が多く、虚弱な方はいない。そういった人は介護サービスを利用するのではなく、体操教室に。虚弱な人やフレイルの人が参加することで?・・・そういった地域づくりも取り組めたらと思う。) 次回の会議は、令和8年2月13日を予定 以上で議事をすべて終了する。